

諫早市監査委員告示第10号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月2日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	岩	竹	洋一

令和6年度随時監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R6	随時	企画財務部	ふるさと納税 推進室	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、ふるさと応援寄付金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和7年2月7日	<p>実績通知書は、原本受領日(検査復命日)で調定を行うよう、部内協議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>